

第44回九都縣市合同防災訓練（埼玉県会場）

撮影・配信等業務委託 仕様書

1 契約期間

契約締結日から令和5年9月29日（金）まで

2 業務実施場所（別添1「会場全体図」参照）

志木市役所（志木市中宗岡1丁目1番1号）・いろは親水公園（志木市中宗岡5丁目1）・志木市立宗岡第四小学校（志木市上宗岡1丁目1番2号）及び県が指定する場所

3 訓練概要

（1）訓練実施日時

令和5年8月27日（日） 9時～11時30分

場内放送予定時間：8時30分～11時30分

放映予定時間：8時45分～11時30分

（2）訓練参加予定団体

約40団体

（3）訓練予定項目

約30項目

4 業務内容

（1）受託者は以下のとおり場内アナウンス及び訓練映像の撮影・配信及びそれらの実施に伴う業務を実施する。

（ア）受託者は、以下の内容を含む業務実施計画書を作成する。

- ・ 台本

委託者が提供する資料（参加団体作成のナレーション原稿や全体スケジュール表、防災の取組の紹介等）を基に、令和5年7月28日（金）までに台本を作成すること。また、作成後も委託者の指示に応じ修正、変更すること。

- ・ 場内配置図

設置する機材等の配置について、レイアウトを作成すること。

- ・ 訓練別カメラ撮影位置図

委託者が提供する資料（訓練レイアウト、訓練参加者の導線）等を基に、訓練ごとにカメラの撮影位置が分かるものを作成すること。また、作成後も委託者の指示に応じ修正、変更すること。

(イ) 全体打合せ

訓練当日流れを確認するため、台本の読み合わせを含む全体打合せを行う。受託者は、業務責任者と司会者を参加させること。実施日時及び場所は、訓練当日の1週間前を目安に、委託者が指定する。

(ウ) リハーサル

音量調整、音響効果の演出、映像等を確認するため、訓練前日の令和5年8月26日（土）に音響・撮影リハーサルを行う。実施時間は委託者が別途指示する。

受託者は、業務責任者、機器等のオペレーター、カメラマン、司会者を参加させること。

リハーサル後は、委託者と協議を行い、効果的な放映を行うために、カメラ撮影位置や台本の修正など、必要な作業を行うこと。

(エ) 場内アナウンス

訓練当日、訓練開始前の告知放送、訓練実施中の場内放送を行うこと。別添1「会場全体図」で示す2か所に放送用スピーカー（電源含む。）を設置し、音声を流すこと。

設置は令和5年8月26日（土）10時までに完了すること。

(オ) 撮影・放映

受託者は、訓練当日、訓練の撮影を行うこと。

訓練は、複数の会場で同時並行で行われることから、画面を2画面で放映するなどの工夫を行うこと。

あわせて、訓練当日、撮影している各訓練映像を会場に放映すること。

会場内の放映用モニター・タブレット（電源を含む。）は委託者が用意する。そのモニター・タブレットへの投影に必要な機材（ケーブル、受信機、インターネット環境等）は受託者が用意すること。

モニター・タブレットの設置予定個数は別添2「庁舎配置図」のとおりとする。

また、当日、委託者等がドローンやヘリコプタ画像伝送システム（以下

「ヘリテレ」とする。)で撮影する映像や、委託者が事前に撮影した映像等も活用して放映すること。放映時間等詳細は委託者と協議すること。

ヘリテレ映像の受信機は委託者が用意するので、HDMI接続で取り込むこと。

ドローンは訓練参加者が操縦する。操縦場所は別添2-1「庁舎配置図(外)」で示すドローン操縦位置の予定である。また、映像転送の方法を次の表のとおりである。

使用ドローン (予定)	映像転送の方法 (予定)
①DJI マ빅2 エンタープライズ	ドローン使用者が使うコントローラーからHDMIで出力
②DJI マ빅2 プロ	ドローン使用者からZoomで送られる映像を出力

(カ) インターネット配信

受託者は、訓練当日、会場モニターで放映する訓練映像をインターネットを利用しライブ配信 (YouTube) すること。配信にあたり必要な電源とネット環境を用意すること。

アカウントは委託者が用意したものを使用すること。

(キ) 映像記録の作成

受託者は、撮影した映像記録を保存したハードディスクを提出すること。

(2) 受託者は、以下の人員を配置し、業務を行う。

- | | |
|-----------------------|------|
| (ア) 業務責任者 | 1名 |
| (イ) 機器等の専属オペレーター | 必要人数 |
| (ウ) 司会者 | 1名以上 |
| (エ) その他映像撮影・中継等に必要クルー | 必要人数 |

(3) 受託者は、(1)の業務を実施するために必要な機材を用意する。

必要な機材を設置することができるのは、別添2・3に示す「業者使用可能エリア」である。あわせて、(2)の人員の拠点も「業者使用可能エリア」の中とする。テントや足場等の設置が必要な場合は、受託者が用意すること。必要な電源は受託者が用意すること。

5 業務実施に当たっての注意事項

(1) 安全の確保

本業務では、事故の発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法令を厳守し、円滑にこれを行わなければならない。なお、

受託者に起因する事故障害等が生じた場合、速やかに委託者に連絡するとともに、受託者の責においてこれを補償すること。

強風や訓練ヘリコプターによる風圧により、機材や資料等が飛散することのないよう必要な措置をとること。

また、本業務を実施するにあたり、近隣等から苦情が出ないように十分配慮すること。

(2) 会場周辺等への配慮

受託者は、設営及び撤去の際は、周辺地域に騒音や振動等の迷惑がかからないようにすること。

搬入搬出、設営及び撤去の際は、通行人等に対しての安全対策を十分に行うこと。

撤去後は設営前の状態に復旧させること。

(3) 進捗管理と委託者との連携

受託者は、訓練実施に支障が生じることがないように、契約後、業務の完了まで業務の進捗管理には常に留意すること。

進捗について委託者へ報告し、特に不測の事態が生じた場合は、遅滞なく委託者へ報告すること。

(4) 業務責任者及び連絡担当者の選任

受託者は、委託契約締結後、速やかに業務責任者及び連絡担当者を各1人定め、委託者に報告すること。なお、これらについての兼任は妨げないものとする。

6 その他の留意事項

(1) 訓練の中止

本訓練は、感染症等のまん延、災害の発生、台風等悪天候時等に委託者の決定により中止することがある。

それ以外の場合は訓練を実施するので、雨天等の対応を含めて計画・実施すること。なお、雨天の場合等は、航空機の訓練など一部中止となる場合もあるため、当日の天候に合わ委託者の指示のもと柔軟に対応すること。

(2) 委託金額の支払いについて

訓練が中止となった場合（受託者の責めによる場合を除く。）は、受託者は業務が完了している部分の業務報告を行い、委託者が適正と判断した場合は、業務が完了した部分までの代金を支払うものとする。

なお、この場合、受託者は完了した業務について完了した金額を記入の上、

必要に応じて内訳書を添付し委託者へ提出し部分完了報告を行うこと。

委託者は、部分完了報告が適正であることを確認のうえ、契約金額を上限に支払いをするものとする。

(3) 作業工程表等の提出

契約締結後、速やかに次の書類を提出するものとする。なお、書類の作成に当たっては、事前に委託者と協議を行うこと。

ア 提出書類

作業工程及び作業計画表

イ 提出先

埼玉県危機管理防災部災害対策課 防災基地・防災訓練担当

(4) その他

ア 本仕様書は業務の基本的な内容を示すものであり、業務の遂行上、当然必要とされるものについては、受託者の責任において行うこと。

イ 作業員に対して、従事する作業の手順、安全管理その他必要な事項について指示を行い、作業に従事する際は会社名等の所属を明示するものを必ず身につけるよう徹底すること。

ウ 受託者は、全ての業務が完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

委託者は、委託業務及び業務完了報告書に誤りが無いことを確認のうえ、契約金額を上限に支払いをするものとする。

エ 受託者は、委託業務の実施上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

オ 委託業務で発生した成果物、権利等については、委託者に帰属させる。

受託者は、第三者の財産権を侵害しないことを保障しなければならない。

カ 訓練内容については、変更となる可能性があるが、受託者は柔軟に対応すること。

キ その他、この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議の上決定すること。